

## 第13号議案

### 四国エリアにおける再生可能エネルギー発電設備（自然変動電源）の 出力抑制の妥当性について（2022年5月分） （案）

業務規程第180条第1項の規定に基づき、2022年5月に実施した四国エリアにおける再生可能エネルギー発電設備（自然変動電源）（以下、「再エネ」という。）の出力抑制に関する四国電力送配電株式会社からの資料の提出を受け、同条第2項の規定に基づき、一般送配電事業者の出力抑制が法令及び送配電等業務指針に照らし妥当であったか否かを確認及び検証した結果、別紙1のとおり妥当であると認め、その結果を別紙2により公表する。

#### 1. 抑制実施日とエリア

- 5月 2日（月）四国エリア
- 5月 3日（火）四国エリア
- 5月 4日（水）四国エリア
- 5月 5日（木）四国エリア
- 5月 8日（日）四国エリア
- 5月22日（日）四国エリア

#### 2. 検証内容（詳細は別紙1）

- ①再エネの出力抑制に関する指令を行った時点で予想した需給状況
- ②優先給電ルールに基づく抑制・調整（下げ調整力確保）の具体的内容
- ③再エネの出力抑制を行う必要性

#### 3. 検証結果

検証内容の①～③それぞれの項目について検証した結果、今回の出力抑制の指令は下げ調整力不足が見込まれたため行われたものであり、適切であると判断する。

#### 4. 公表日 : 2022年 6月29日（本機関ウェブサイト）

以上

#### 【添付資料】

別紙1：四国エリアにおける再生可能エネルギー発電設備（自然変動電源）の出力抑制の検証結果  
～2022年5月抑制分 四国電力送配電編～

別紙2：ウェブサイト公表文「四国エリアにおける再生可能エネルギー発電設備（自然変動電源）の出力抑制に関する検証結果の公表について」

四国エリアにおける再生可能エネルギー発電設備  
（自然変動電源）の出力抑制の検証結果  
～ 2022年5月抑制分 四国電力送配電～

2022年6月29日  
電力広域的運営推進機関

1. はじめに
2. 検証の観点
3. 四国電力送配電が公表した出力抑制の実施状況
4. 総合評価
5. 検証結果

(別紙 1) 日別の需要想定・需給状況・再エネ出力抑制の必要性

(別紙 2) 日別の優先給電ルールに基づく抑制、調整状況

(別紙 3) (参考) 当日の需給実績

(参考資料) 再生可能エネルギー発電設備(自然変動電源)の出力抑制の検証における基本的な考え方 ～四国電力送配電編～

四国電力送配電は、2022年5月に、四国エリアにおいて再生可能エネルギー発電設備（自然変動電源）（以下、「再エネ」という。）の出力抑制を、6日間実施した。

本機関は、業務規程第180条に基づき、四国電力送配電から送配電等業務指針（以下、「業務指針」という。）第183条および第185条に定める事項の説明を受け、これを裏付ける資料を受領したうえで、四国電力送配電の出力抑制が法令および業務指針に照らして適切であったか否かを確認および検証したので、その結果を公表する。

## 2. 検証の観点

本機関は、法令および業務指針に照らして、抑制前日の指令時点において抑制が不可避であったか否かを、以下の観点で検証した。基本的な検証の考え方は、「参考資料」参照。

### ① 再エネの出力抑制に関する指令を行った時点で予想した需給状況 (データは、「別紙1」参照)

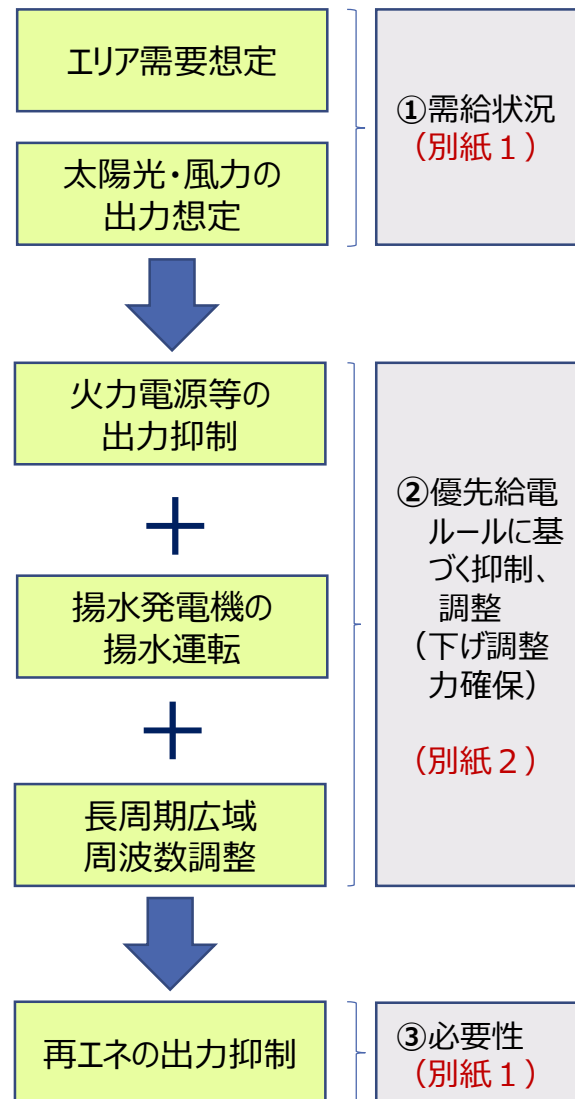
- ・過去の蓄積された実績から、類似の需要実績を抽出しているか。
- ・最新の気象データ（気象予測）に基づき、補正されているか。
- ・最新の日射量予測データに基づき、太陽光の出力想定をしているか。
- ・最新の風力予測データに基づき、風力の出力を想定しているか。
- ・太陽光および需要の想定誤差量は適切か。

### ② 優先給電ルールに基づく抑制、調整（下げ調整力確保）の 具体的内容（データは、「別紙2」参照）

- ・電源Ⅰ・Ⅱ火力機を、LFC調整力2%を確保しつつ最低限必要な台数に厳選しているか。
- ・揚水発電機の揚水運転の最大限活用を見込んでいるか。
- ・電源Ⅲ火力を、発電事業者と事前合意された出力まで抑制することを見込んでいるか。
- ・再エネ電力を空容量の範囲内で、他エリアが受電可能な量を最大限域外送電する計画としたか確認する。
- ・バイオマス専焼電源の抑制、地域資源バイオマスの運転状況を確認。

### ③ 再エネの出力抑制を行う必要性（データは、「別紙1」参照）

- ・上記②で再エネの出力抑制の前段まで下げ調整力を確保しても上記①で予想したエリア需要等を供給力が上回る結果となっているか。



四国電力送配電は、5月の以下の6日間について、下げ調整力不足が発生することを想定したため、再エネ事業者に対し、出力抑制の前日指令を実施し、当日、自然変動電源（太陽光・風力）の出力抑制を実施した。

供給区域	四国エリア					
指令日時	5月1日(日) 16時	5月2日(月) 16時	5月3日(火) 16時	5月4日(水) 16時	5月7日(土) 16時	5月21日(土) 16時
抑制実施日	<b>5月2日 (月)</b>	<b>5月3日 (火)</b>	<b>5月4日 (水)</b>	<b>5月5日 (木)</b>	<b>5月8日 (日)</b>	<b>5月22日 (日)</b>
最大抑制量（※1）	26.7万kW	55.6万kW	55.9万kW	33.8万kW	41.3万kW	34.0万kW
抑制時間	8～16時	8～16時	8～16時	8～16時	8～16時	8～16時
四国電力送配電 公表サイト	四国エリアの出力制御指示内容を参照					

（※1）前日計画時点における最大抑制量（オフライン制御で確保する制御量＋オンライン制御で当日対応する制御量）を示す。

本機関は、四国電力送配電が行った前日指令時点における再エネ出力抑制の妥当性を評価した。

評価項目	5月					
	2	3	4	5	8	22
<b>1. 再エネの出力抑制に関する指令を行った時点で予想した需給状況</b>						
（1）エリア需要等・エリア供給力	○	○	○	○	○	○
（2）エリア需要想定	○	○	○	○	○	○
（3）太陽光の出力想定	○	○	○	○	○	○
（4）風力の出力想定	○	○	○	○	○	○
<b>2. 優先給電ルールに基づく抑制、調整（下げ調整力確保）の具体的内容</b>						
（1）電源Ⅰ・電源Ⅱ火力	○	○	○	○	○	○
（2）揚水発電機の揚水運転	○	○	○	○	○	○
（3）電力貯蔵装置の充電（対象設備無し）	—	—	—	—	—	—
（4）電源Ⅲ火力	○	○	○	○	○	○
（5）長周期広域周波数調整※	○	○	○	○	○	○
（6）バイオマス専焼電源	○	○	○	○	○	○
（7）地域資源バイオマス	○	○	○	○	○	○
<b>3. 再エネの出力抑制を行う必要性</b>						
再エネの出力抑制を行う必要性和抑制必要量	○	○	○	○	○	○
<b>総合評価</b>	○	○	○	○	○	○

※ 長周期広域周波数調整が適切に行われたかどうかを評価している。

評価項目	理由
<b>1. 再エネの出力抑制に関する指令を行った時点で予想した需給状況</b>	-
(1) エリア需要等・エリア供給力	エリア需要等と、再エネ余剰分を差し引いたエリア供給力が等しく計画されていた（全抑制日）。
(2) エリア需要想定	類似の過去実績から想定できていた（全抑制日）。
(3) 太陽光の出力想定	最新の日射量データで想定できていた（全抑制日）。
(4) 風力の出力想定	最新の風力予測値で想定できていた（全抑制日）。
<b>2. 優先給電ルールに基づく抑制、調整（下げ調整力確保）の具体的内容</b>	-
(1) 電源Ⅰ・電源Ⅱ火力	電制電源は、連系線の運用容量に影響しない出力まで抑制することを確認した（全抑制日）。 その他の発電所は、LFC調整力2%を確保したうえで、最低限必要なユニットのみ運転することを確認した（全抑制日）。
(2) 揚水発電機の揚水運転	最大限揚水することを確認した（全抑制日）。
(3) 電力貯蔵装置の充電	四国エリアは対象設備なし。
(4) 電源Ⅲ火力	電制電源は、連系線の運用容量に影響しない出力まで抑制することを確認した（全抑制日）。 その他の発電所は、事前合意された最低出力以下に抑制することを確認した（全抑制日）。
(5) 長周期広域周波数調整	抑制指令時点において、連系線の空容量の範囲内で、他エリアが受電可能な量を、最大限域外送電する計画としていることを確認した（全抑制日）。 なお、下げ調整力最小時刻において、連系線の制約がない範囲では他エリアに十分な受電可能量がなかった。
(6) バイオマス専焼電源	事前合意された最低出力以下に抑制することを確認した（全抑制日）。
(7) 地域資源バイオマス	出力抑制の対象外としていることを確認した（全抑制日）。
<b>3. 再エネの出力抑制を行う必要性</b>	-
再エネの出力抑制を行う必要性和抑制必要量	至近までの太陽光設備量と実績を基に想定誤差量を算出し、想定誤差量を考慮したエリア供給力が、エリア需要等を上回る結果となっていた（全抑制日）。

総合評価

再エネ出力抑制を実施した6日間において、各項目が妥当であったと評価する。



本機関が検証した結果、下げ調整力不足が見込まれたために行われた今回の出力抑制の指令は、妥当であると判断する。

### ○検証を行った3項目

#### ① 再エネの出力抑制に関する指令を行った時点で予想した需給状況

これまで蓄積された過去の需要実績を最大限活用し、下げ調整力最小時刻のエリア需要等を想定できていた。また、最新の日射量データと発電所地点周辺の風速予測データを基に、太陽光・風力の出力を的確に想定できていた。

#### ② 優先給電ルールに基づく抑制、調整（下げ調整力確保）の具体的内容

電源Ⅰ・Ⅱ火力機を最低限運転に必要な台数に厳選、揚水発電機の揚水運転を最大限活用するとともに、電制電源を除く電源Ⅲの最低出力運転、ならびに長周期広域周波数調整による域外送電を最大限活用すべく適切な対応を図っており、下げ調整力を最大限確保する計画としていた。

#### ③ 再エネの出力抑制を行う必要性

上記②で再エネの出力抑制の前段まで下げ調整力を確保しても、上記①の供給力がエリア需要等を上回るため、再エネの抑制を行う必要があった。

日別の優先給電ルールに基づく抑制、調整状況①

(単位: 万kW)

場所		四国エリア		四国エリア		四国エリア		四国エリア		四国エリア		四国エリア		
出力抑制指令計画時の下げ調整力最小時刻 (※)		5月2日(月) 12時30分~13時		5月3日(火) 12時30分~13時		5月4日(水) 12時30分~13時		5月5日(木) 11時~11時30分		5月8日(日) 12時30分~13時		5月22日(日) 12時~12時30分		
		【需要想定】	【基準】	【需要想定】	【基準】	【需要想定】	【基準】	【需要想定】	【基準】	【需要想定】	【基準】	【需要想定】	【基準】	
需要想定 (※1)	年月日 (曜日)	2022.5.2(月)	2020.5.7(木)	2022.5.3(火)	2021.5.3(月)	2022.5.4(水)	2021.5.3(月)	2022.5.5(木)	2021.5.4(火)	2022.5.8(日)	2019.5.6(月)	2022.5.22(日)	2021.5.30(日)	
	天候	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	
	気温 (°C)	22.0	24.2	21.5	22.0	20.3	22.0	21.0	23.1	23.8	23.9	26.8	27.9	
	気温感応度	需要に影響しない気温帯 (19°C~24°C) はゼロ		8万kW/°C		0万kW/°C		0万kW/°C		0万kW/°C		8万kW/°C		
	需要 (万kW)	過去の需要実績①		—	271.7	—	234.3	—	234.3	—	234.8	—	252.9	—
		気温補正量② (補正量の計算根拠を右に記載)		▲1.6	(24.0-24.2°C) ×(8万kW/°C) =▲1.6万kW	0.0	需要に影響しない気温帯 (19°C~24°C) のため	0.0	需要に影響しない気温帯 (19°C~24°C) のため	0.0	需要に影響しない気温帯 (19°C~24°C) のため	▲8.8	(26.8-27.9°C) ×(8万kW/°C) =▲8.8万kW	
		需要想定値 (※の時刻の需要) ③ = ① + ②		270.1		234.3		234.8		252.9		250.9		
太陽光の出力想定 (※1)	日射量予測値 (W / m <sup>2</sup> )	【出力想定】		805~950		853~955		755~955		403~892		440~945		860~963
	出力	特高		0.83~1.10		0.83~1.06		0.82~1.08		0.82~1.32		0.82~1.18		0.80~1.06
	換算係数 (W/(W/m <sup>2</sup> )/kW)	高圧		0.65~0.97		0.65~0.89		0.65~0.92		0.65~1.10		0.69~1.08		0.68~0.89
		低圧10kW以上		0.68~0.98		0.67~0.97		0.67~0.97		0.68~1.46		0.67~1.38		0.65~0.90
		低圧10kW未満		0.87~0.88		0.87~0.88		0.86~0.88		0.86~0.88		0.86~0.87		0.84~0.85
	出力想定値 (万kW)	特高④(※3)		26.5		26.9		26.5		25.7		24.4		28.8
		高圧⑤(※3)		97.0		99.0		98.3		80.2		88.0		96.5
	低圧10kW以上 (自家消費を考慮(※2,3)) ⑥		73.6		73.9		73.7		65.9		70.6		73.7	
	低圧10kW未満 (自家消費を考慮(※2,3)) ⑦		32.0		32.9		32.4		27.2		29.1		32.4	
	淡路島南部地域⑧(※4)		11.6		11.9		11.8		10.3		11.6		12.2	
	合計⑨	④ + ⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧		240.7		244.6		242.7		209.3		223.7		243.6
風力の出力想定 (※1)	設備量 (万kW)			27.7		27.7		27.7		27.7		27.7		27.7
	出力想定値 (万kW)	四国エリア⑩		3.7		2.3		4.7		3.7		4.1		1.7
		淡路島南部地域⑪		0.7		0.5		0.6		0.2		1.3		0.6
	合計⑫	⑩ + ⑪		4.4		2.8		5.3		3.9		5.4		2.3
需給状況 (万kW)	エリア供給力	(F) 電源Ⅰ・Ⅱ (火力)	49.4	当日見直しがあれば記載	50.0	当日見直しがあれば記載	47.8	当日見直しがあれば記載	40.7	当日見直しがあれば記載	52.5	当日見直しがあれば記載	60.5	当日見直しがあれば記載
		(G) 電源Ⅲ (火力)	44.4		43.8		43.8		42.0		44.7		44.7	
		(K) 原子力	88.2		88.2		88.2		88.2		88.2		88.2	
		(J) 一般水力	26.8		18.9		18.6		16.0		12.8		14.7	
		(H) バイオマス専焼電源	5.6		5.6		5.6		5.6		5.6		5.6	
		(I) 地域資源バイオマス	3.1		3.1		3.1		3.1		3.1		2.6	
		(E-1) 太陽光⑨	240.7		244.6		242.7		209.3		223.7		243.6	
		(E-2) 風力⑬	4.4		2.8		5.3		3.9		5.4		2.3	
		(E-2) 想定誤差量	19.3		19.3		19.3		59.3		46.7		19.3	
		エリア供給力計⑭	481.9		476.3		474.4		468.1		482.7		481.5	
	エリア需要等	(A) エリア需要③	270.1		234.3		234.3		234.8		252.9		250.9	
		揚水	(C-2) 揚水式発電機の揚水運転⑮	▲61.2		▲61.2		▲61.2		▲61.2		▲61.2		▲61.2
		運転等	(C-2) 電力貯蔵装置の充電(対象設備なし)⑯	—		—		—		—		—		—
		域外送電	(B-1) 約定済みの域外送電電力⑰	▲123.9		▲125.2		▲123.0		▲113.1		▲127.3		▲135.4
		(B-2) 長周期広域周波数調整⑱	0.0		0.0		0.0		▲25.2		0.0		0.0	
エリア需要等計⑲ = ③ - (⑮ + ⑯ + ⑰ + ⑱)	455.2		420.7		418.5		434.3		441.4		447.5			
必要性 (万kW)	エリア供給力計⑭	481.9		476.3		474.4		468.1		482.7		481.5		
	エリア需要等計⑲	455.2		420.7		418.5		434.3		441.4		447.5		
	判定	○		○		○		○		○		○		
イメージ図は「別紙3」	(D),(d) 誤差量を織込んだ抑制必要量⑳ = (⑭ - ⑲)	26.7		55.6		55.9		33.8		41.3		34.0		

(※1) 四国エリアおよび淡路島南部地域を含む。  
 (※2) 四国内のロードサーバイデータを基にした自家消費モデルから算出。  
 (※3) 特高メガソーラーについては、発電所毎の合計。高圧および低圧については、各5kmメッシュの合計。  
 (※4) 1kmメッシュの合計。



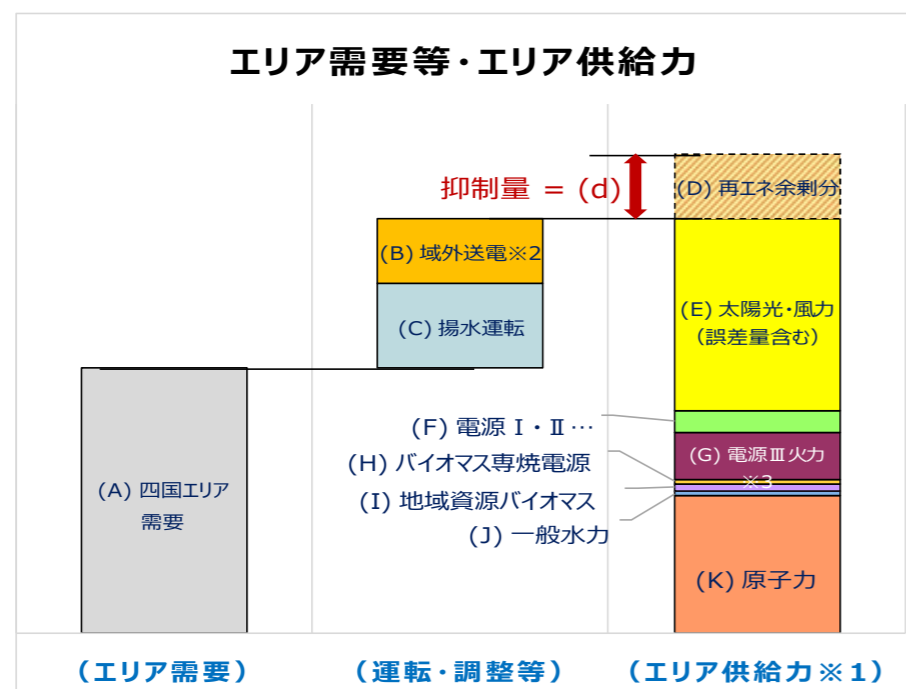
日別の優先給電ルールに基づく抑制、調整状況①

(単位：万kW)

場所		四国エリア	四国エリア	四国エリア	四国エリア	四国エリア	四国エリア	
下げ調整力最小時刻		5月2日(月) 12時30分～13時	5月3日(火) 11時30分～12時	5月4日(水) 12時～12時30分	5月5日(木) 11時～11時30分	5月8日(日) 11時30分～12時	5月22日(日) 11時30分～12時	
天候・気温	天候	晴	晴	晴	晴	晴	晴	
	気温 (°C)	21.8	20.5	23.5	24.3	23.9	27.4	
(参考) 当日の需給実績	(A) エリア需要 (※1)	247.9	225.5	227.8	235.4	239.0	255.0	
	エリア供給力	(F) 電源Ⅰ・Ⅱ (火力)	51.8	45.0	55.8	48.0	51.8	56.0
		(G) 電源Ⅲ (火力)	46.2	46.4	37.2	38.8	47.2	49.0
		(K) 原子力	88.2	88.2	88.4	88.4	88.2	88.4
		(J) 一般水力	24.8	20.0	17.8	17.2	14.0	16.0
		(H) バイオマス専焼電源	5.8	5.6	5.4	5.4	5.6	5.6
		(I) 地域資源バイオマス	3.2	3.0	3.2	3.2	3.2	2.6
		(E) 太陽光 (抑制量含む) (※1)	250.0	254.3	251.6	253.1	253.0	254.7
	(E) 風力 (抑制量含む) (※1)	2.4	1.0	3.7	1.6	4.5	3.5	
	エリア供給力計		472.4	463.5	463.1	455.7	467.5	475.8
	揚水運転等	(C) 揚水式発電機の揚水運転・電力貯蔵装置の充電	▲ 61.2	▲ 61.2	▲ 61.2	▲ 61.2	▲ 61.2	▲ 61.2
	域外送電	(B) 約定済みの域外送電電力・長周期広域周波数調整	▲ 142.6	▲ 127.6	▲ 126.6	▲ 146.6	▲ 128.4	▲ 132.0
抑制	(D) 太陽光・風力抑制 (※1)	▲ 20.7	▲ 49.2	▲ 47.5	▲ 12.5	▲ 38.9	▲ 27.6	
供給力計		247.9	225.5	227.8	235.4	239.0	255.0	

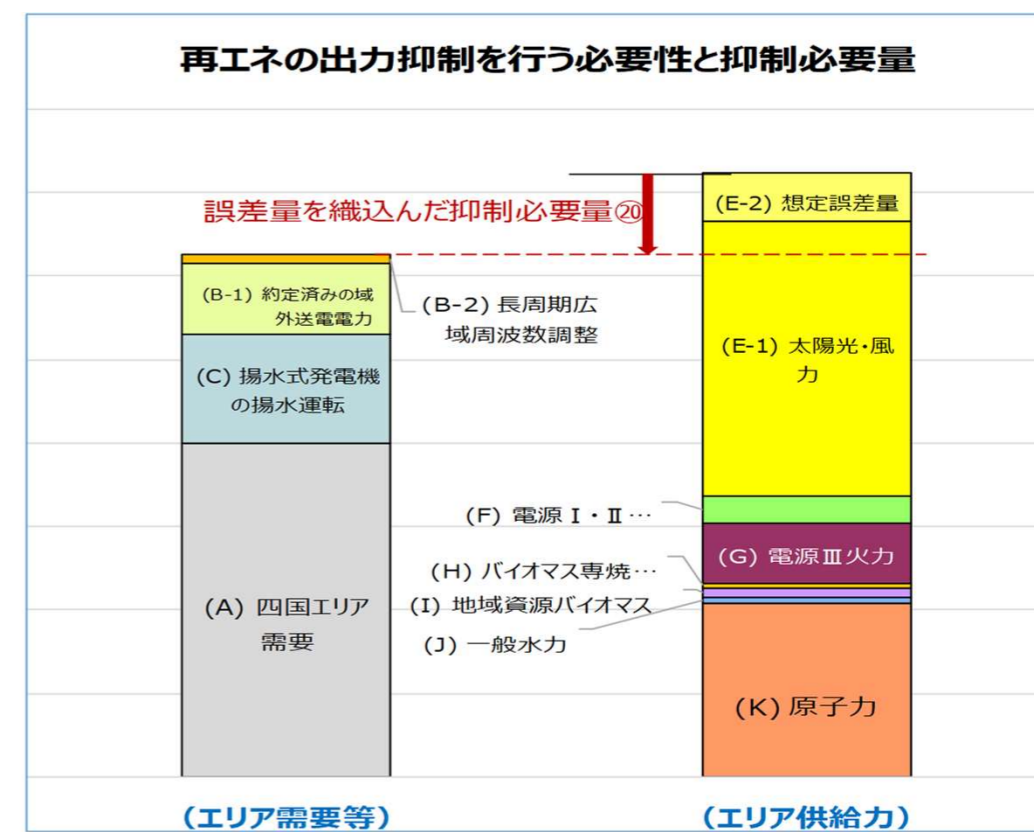
(※1) 四国エリアおよび淡路島南部地域を含む。

○需給状況 (別紙1) ・当日の需給実績 (別紙3) のイメージ図



- ※1：優先給電ルールに基づく出力抑制後のエリア供給力。
- ※2：中国四国間連系線（本四連系線）および関西四国間連系設備（阿南紀北直流幹線）の運用容量相当。
- ※3：バイオマス混焼電源を含む。

○必要性 (別紙1) のイメージ図



# 再生可能エネルギー発電設備（自然変動電源）の 出力抑制の検証における基本的な考え方

～四国電力送配電編～

2022年6月29日  
電力広域的運営推進機関



1. 検証方法
  2. 下げ調整力不足時の対応順序
  3. 需給状況
    - (1) エリア需要等・エリア供給力
    - (2) エリア需要想定
    - (3) 太陽光の出力想定
    - (4) 風力の出力想定
  4. 優先給電ルールに基づく抑制、調整
    - (1) 電源Ⅰ・Ⅱ火力
    - (2) 揚水発電機の揚水運転
    - (3) 電力貯蔵装置の充電
    - (4) 電源Ⅲ火力
    - (5) 長周期広域周波数調整
    - (6) バイオマス専焼電源
    - (7) 地域資源バイオマス
  5. 想定誤差量
  6. 再エネの出力抑制を行う必要性
- (参考1) 四国電力送配電の再エネ出力抑制量の低減のための取り組み
- (参考2) 電源Ⅲ（電制電源除く）の出力抑制に関する調整状況

本機関は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（以下、「再エネ特措法施行規則」という。）、出力制御の公平性の確保に係る指針、および送配電等業務指針（以下、「業務指針」という。）に照らして、抑制前日の指令時点における以下の①～③の項目を確認し、抑制が不可避であったか否かを検証する。

① 再エネ（※1）の出力抑制に関する指令を行った時点で予想した需給状況

② 優先給電ルールに基づく抑制、調整（下げ調整力（※2）確保）の具体的内容

③ 再エネ（※1）の出力抑制を行う必要性

（※1）本検証資料でいう「再エネ」とは、自然変動電源（太陽光・風力）をいう。

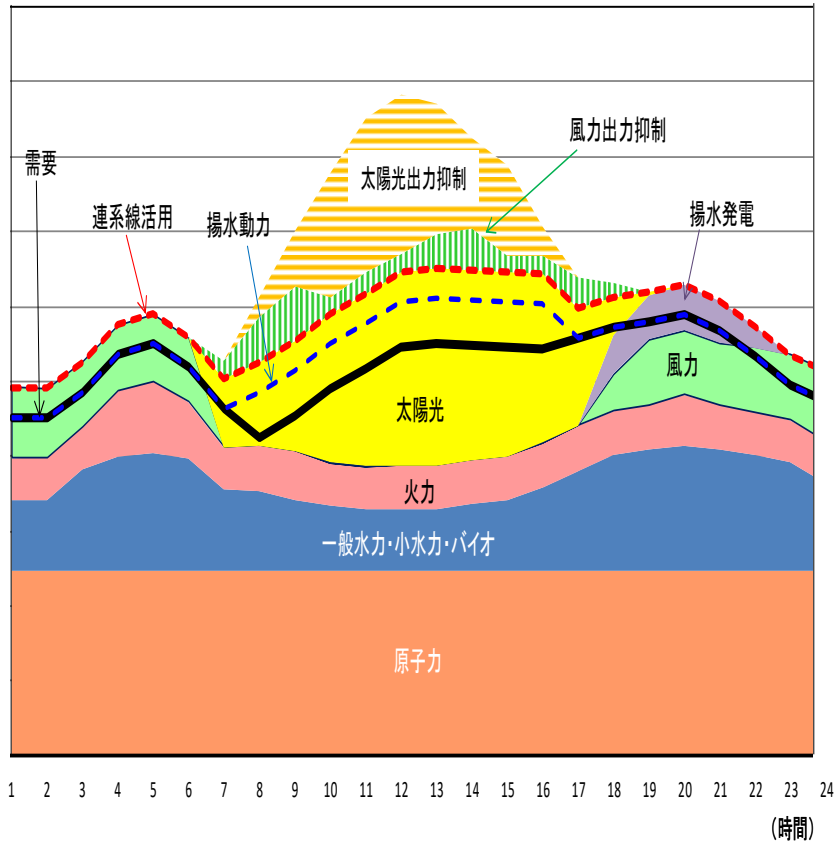
（※2）下げ調整力とは、火力電源などにおいて、出力を下げるこことができる余地をいう。

自然変動電源は、短時間に出力が上下するため、対応して火力電源等の出力調整を行うことが必要となる。このような調整のうち、電源の出力を下げる調整を行うことのできる範囲を、一般的に「下げ調整力」という。

- 検証の対象は、業務指針第183条第1号より、「自然変動電源の出力抑制に関する指令を行った時点で予想した供給区域の需給状況」。
- 出力抑制は、再エネ特措法施行規則第14条第1項第8号イからロより、原則として抑制を行う前日までに指示を行うこととなっている。

本機関は、以下の流れで再エネ出力抑制の適切性の検証を行う。

需要バランスのイメージ図



エリア需要想定

太陽光・風力の出力想定



火力電源等の出力抑制

+

揚水発電機の揚水運転

+

長周期広域周波数調整



再エネの出力抑制

①需給状況  
(別紙1)

②優先給電  
ルールに基づく  
抑制、調整  
(下げ調整力  
確保)  
  
(別紙2)

③必要性  
(別紙1)



## 2. 下げ調整力不足時の対応順序

本機関は、業務指針に基づいて必要な出力抑制が計画されているかを確認および検証する。

### ○下げ調整力不足時の対応順序

#### (1) 業務指針第173条による

- ・ 一般送配電事業者が調整力としてあらかじめ確保した下記 (ア) から (ウ) に掲げる電源Ⅰ抑制等の措置を講じる。
- ・ 一般送配電事業者からオンラインで調整ができる下記 (ア) から (ウ) に掲げる電源Ⅱ抑制等の措置を講じる。

(ア) 発電機の出力抑制、(イ) 揚水式発電機の揚水運転、(ウ) 需給バランス改善用の電力貯蔵装置の充電 (※)

#### (2) 上記 (1) を講じても下げ調整力が不足または不足するおそれがあると判断した場合に、同指針第174条により、以下①から⑦の順で、電源Ⅲ抑制等の措置を講じる。

##### ① 一般送配電事業者からオンラインで調整できない下記 (ア) から (ウ) に掲げる措置 (以下の③、④、⑤、および⑦に掲げる方法を除く)

(ア) 火力電源等の発電機の出力抑制、(イ) 揚水式発電機の揚水運転、  
(ウ) 需給バランス改善用の電力貯蔵装置の充電 (※)

##### ② 長周期広域周波数調整

##### ③ バイオマスの専焼電源の出力抑制

##### ④ 地域資源バイオマス電源 (地域に賦存する資源を活用する発電設備) の出力抑制

##### ⑤ 自然変動電源の出力抑制

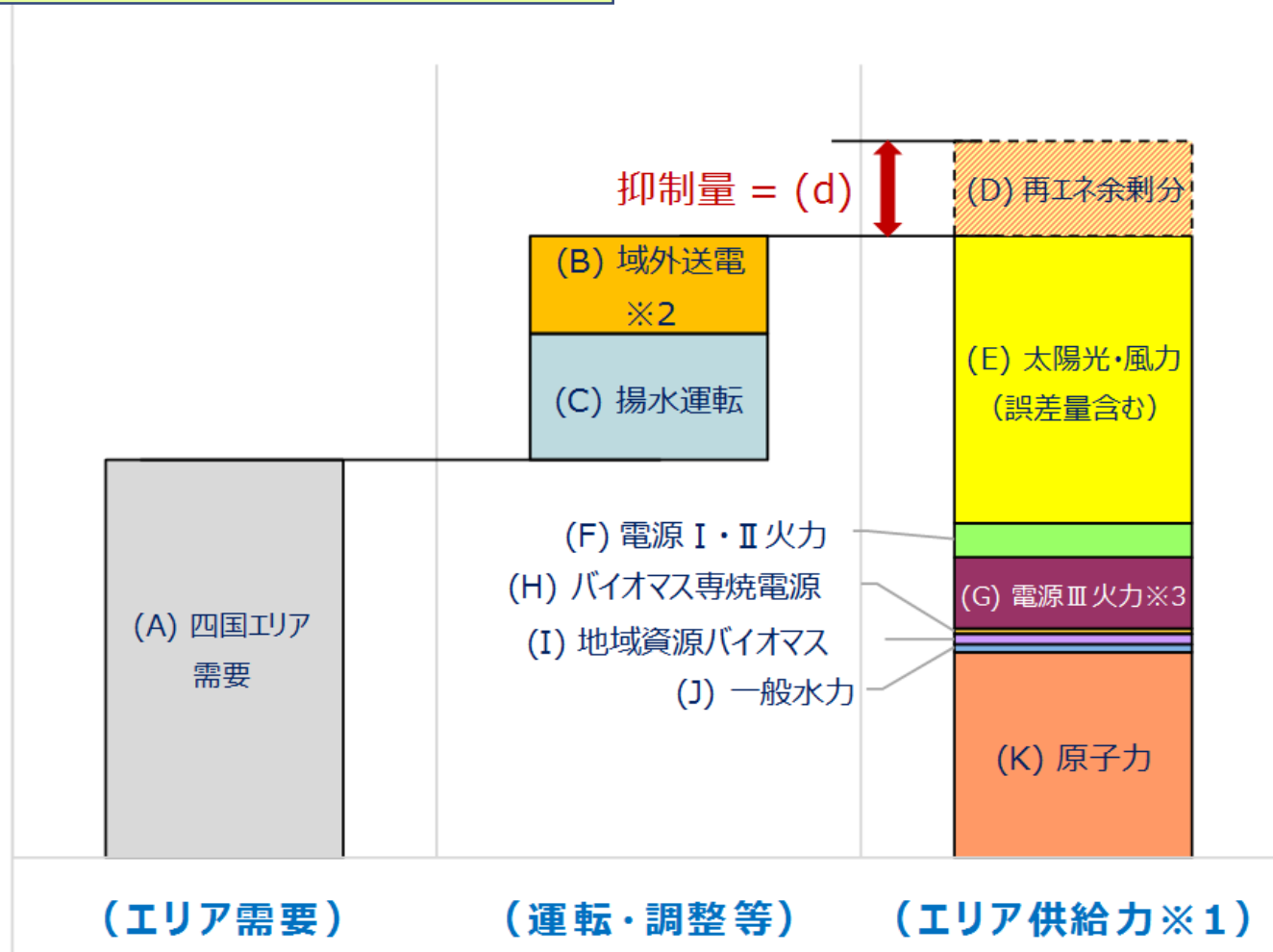
##### ⑥ 業務規程第111条に定める本機関の指示に基づく措置

##### ⑦ 長期固定電源の出力抑制

(※) 四国エリアにおいては、需給バランス改善用の電力貯蔵装置は無し。

## 出力抑制指令計画時の下げ調整力最小時刻におけるエリア需要等・エリア供給力のイメージ図

日別の状況は「別紙 1」参照



※ 1 : 優先給電ルールに基づく出力抑制後のエリア供給力。

※ 2 : 中国四国間連系線（本四連系線）および関西四国間連系設備（阿南紀北直流幹線）の運用容量相当。

※ 3 : バイオマス混焼電源を含む。

### 3. 需給状況（2）エリア需要想定①

エリア需要は、過去の需要実績、および気温実績、ならびに最新の気象データ（気象予測）に基づき、想定したか確認する。日別の状況は「別紙1」参照。

① 過去の類似日検索

翌日の気象データ（天候・天気図・気温）を基に過去の類似日を検索。

② 気温補正

徳島、高知、松山、高松の翌日気温予想の平均と①の気温実績との気温差を算出し、気温感応度から①の需要実績を補正する。

③ 翌日の需要想定  
(最大・最小)

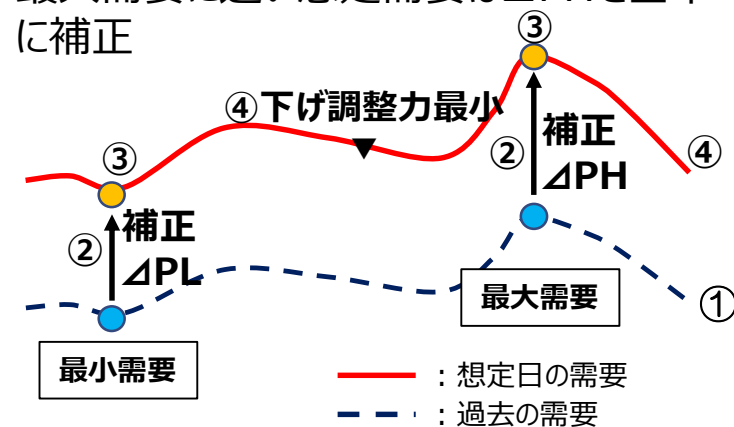
④ 翌日の需要カーブ作成 (※)

(※)

- ・過去の需要カーブを基に4 8点データへ展開
- ・下げ調整力最小時の需要を想定

需要カーブ作成のイメージ図

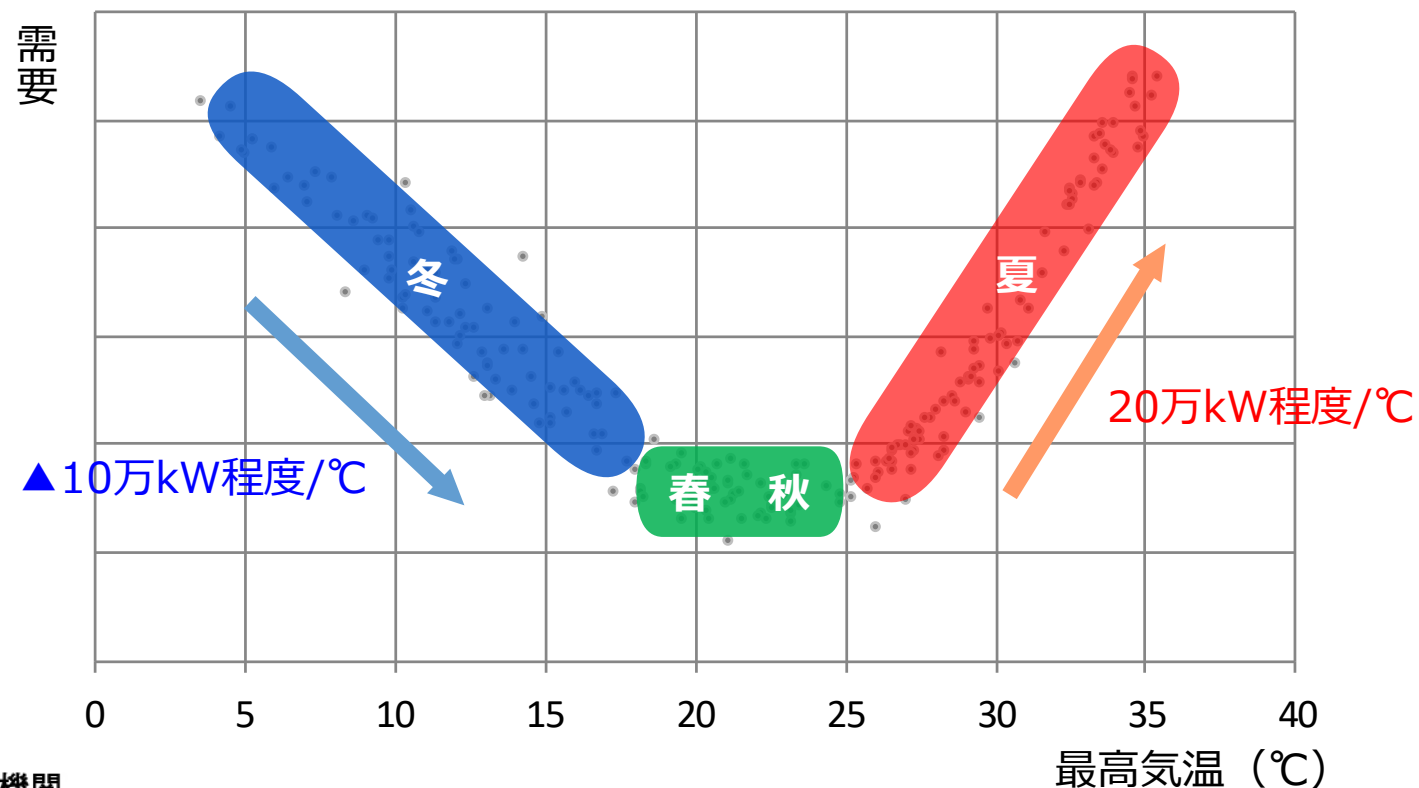
最小需要に近い想定需要は $\Delta PL$ 、  
最大需要に近い想定需要は $\Delta PH$ を基準  
に補正



## (気温感応度グラフの説明)

- ・エリア需要は、過去の需要実績と最新の気象予測に基づき想定する。
- ・最新の気象予測と類似する過去の需要実績がない場合は、気温などの実績データを基に気温感応度による補正を行い想定する。

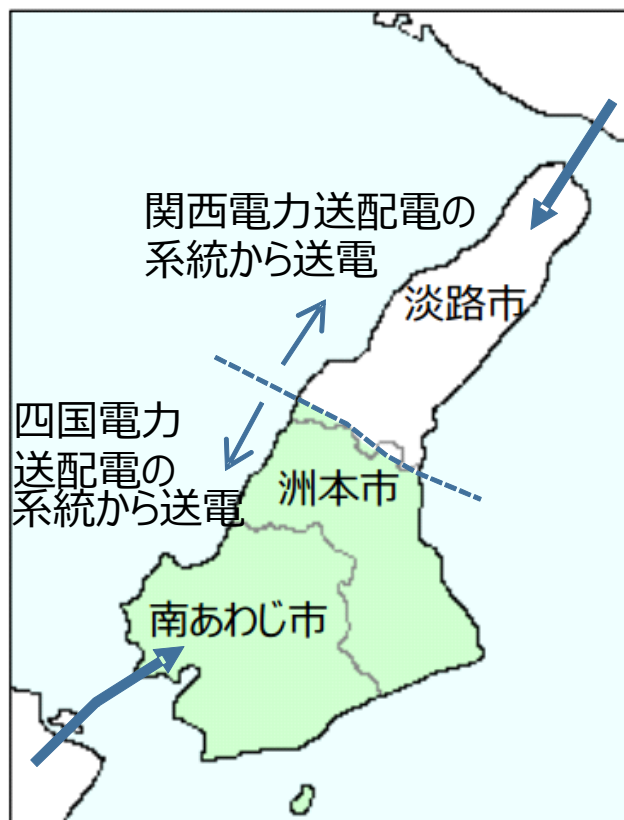
## 【気温感応度グラフイメージ】



### 3. 需給状況（3）太陽光の出力想定①

関西電力送配電の供給区域である淡路島南部地域（兵庫県洲本市、南あわじ市、淡路市の一部）は、歴史的な経緯から電力設備を合理的かつ効率的に運用するため、四国電力送配電の系統から送電しており、四国電力送配電が周波数調整を実施している。よって、淡路島南部地域については四国エリアの一部として取り扱い、太陽光発電と風力発電の出力想定（※）は四国エリアと一体のものとして出力想定量に加算する。

なお、当該エリアの事業者に対しては四国電力送配電が調整を実施する旨、接続時から十分に説明をしており、関西電力送配電ホームページにおいて情報公開を行うなど、事業者対応も適切に行っている。



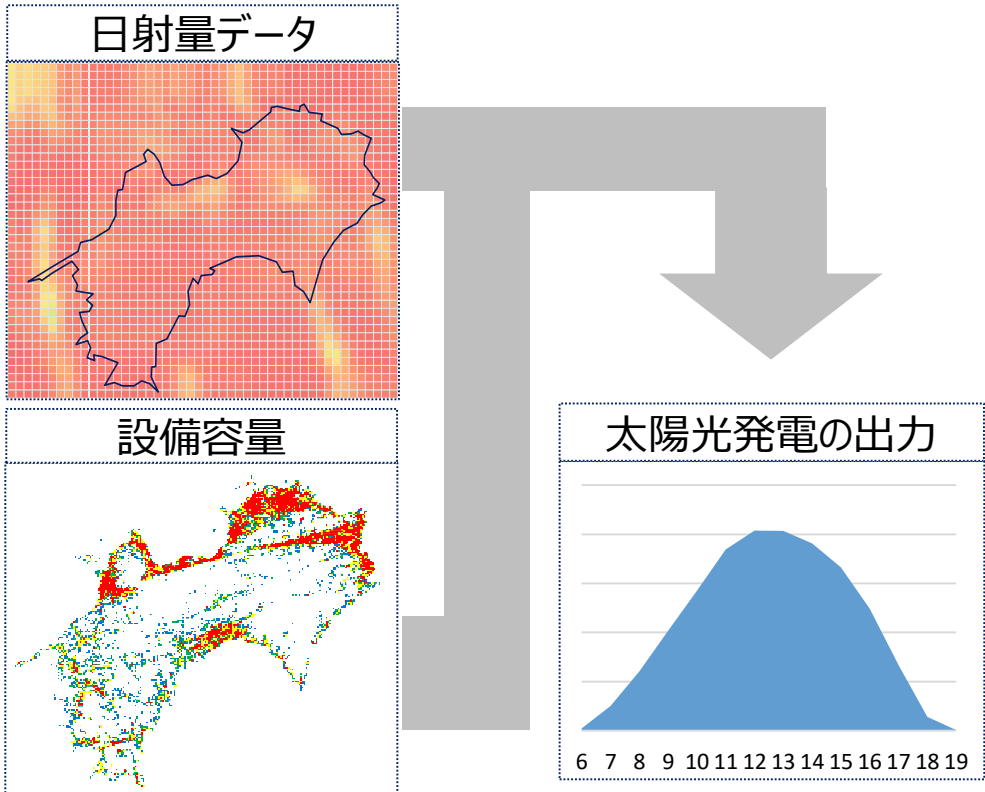
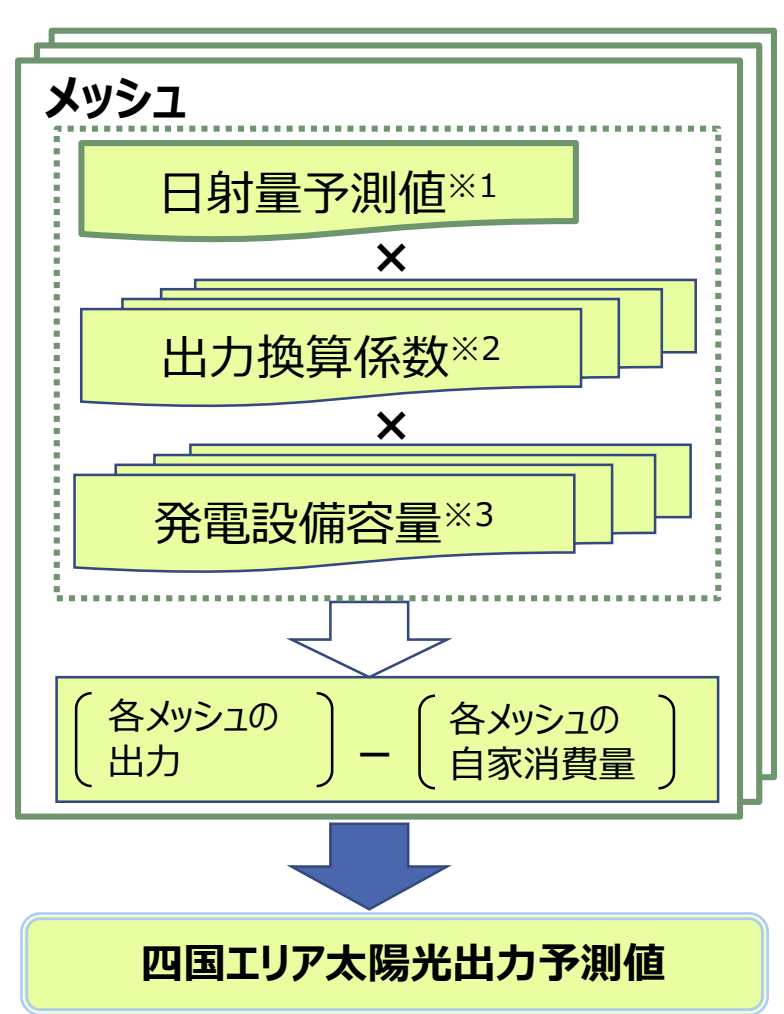
■ : 対象エリア  
洲本市、  
南あわじ市、  
淡路市の一部

平成20年以降の淡路島南部地域の四国送電対象エリア

（※）淡路島南部地域は関西電力送配電にて想定  
**歴史的経緯**

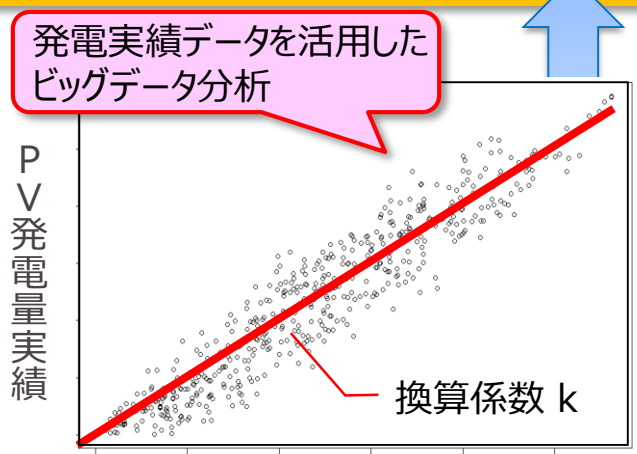
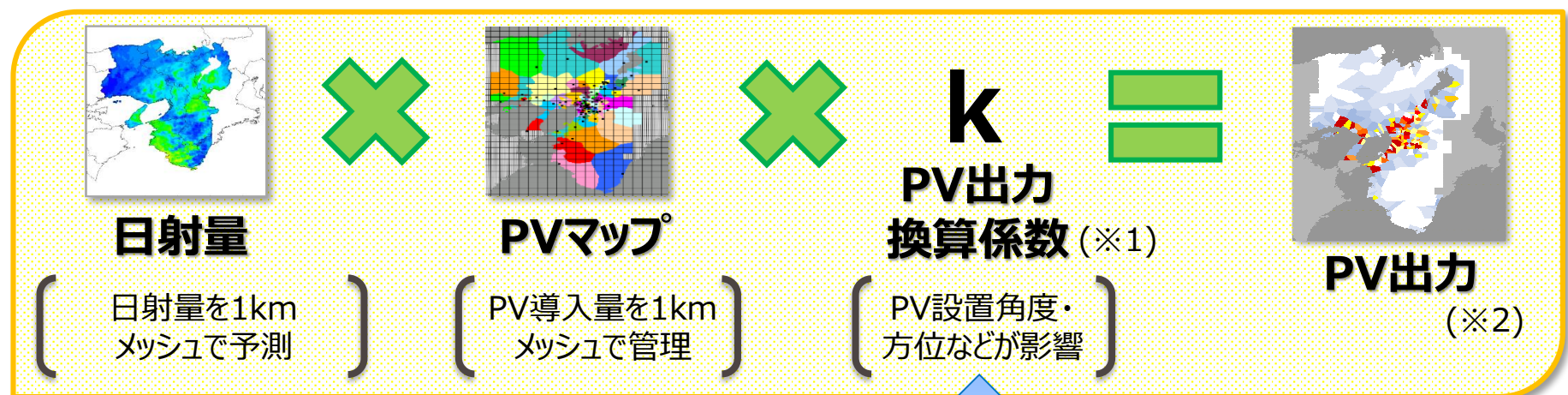
- ・昭和20年頃まで 島内の発電所のみで供給
- ・昭和20年頃 関西系22kV海底ケーブルにて全島供給
- ・昭和26年 関西電力発足
- ・昭和30年 22kV海底ケーブルからの供給による問題  
・事故の多発、需要増による需給逼迫、電圧低下
- ・昭和36年 四国系66kV送電線にて全島供給
- ・昭和47年 四国系187kV送電線にて全島供給
- ・昭和61年 大鳴門橋架橋にともない、  
四国系187kVケーブルを添架
- ・平成10年以降 明石海峡大橋架橋にともない、  
関西系より77kVケーブルを添架  
淡路島北部の岩屋、野島を関西系から供給
- ・平成16年 淡路島北部の仮屋を関西系から供給拡大
- ・平成20年 淡路島北部の志筑を関西系から供給拡大
- ・～ 現在 淡路島北部は関西系、南部は四国系から供給

四国エリアの太陽光の出力想定は、最新の日射予測値（前日6時の気象データに基づく、前日12時の予測日射）から5kmメッシュの日射量を想定し、連系種別のPVパネル設置状況、出力換算係数および最新の発電設備容量を基に、5kmメッシュ毎に算出した出力の合計値となっているか確認する。日別の状況は「別紙1」参照。



- ※ 1 : 気象会社から提供される日射量予測
- ※ 2 : 太陽光発電設備の過去の発電出力と日射量との関係から、連系種別ごとに細分化した出力換算係数
- ※ 3 : 連系種別ごとに細分化した太陽光発電設備容量

淡路島南部地域の太陽光の出力想定は、最新の日射予測値（前日6時の気象データに基づく、前日12時の予測日射）を使用し、淡路島南部地域に該当する1kmメッシュの日射量に、同メッシュの発電設備容量、出力換算係数を乗じて関西電力送配電にて想定し、その想定値が1kmメッシュ毎に算出した出力の合計値となっているか確認する。



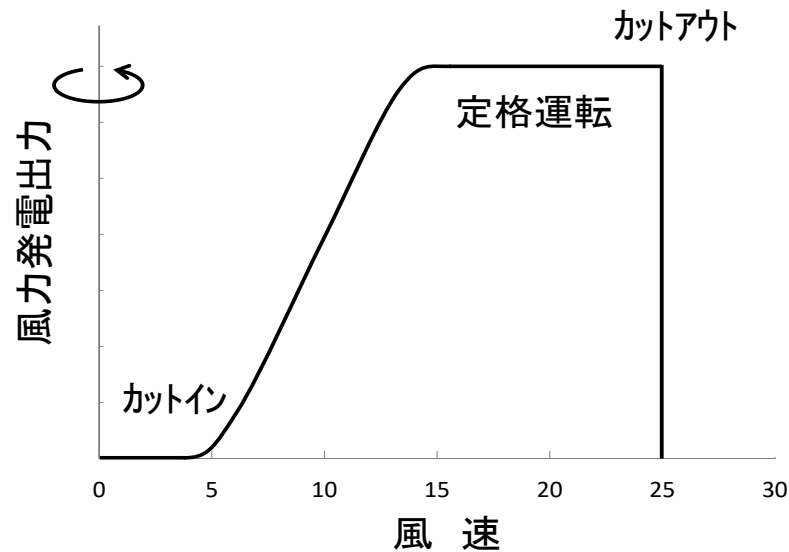
(※1)月別に設定  
 (※2)低圧連系について自家消費を考慮



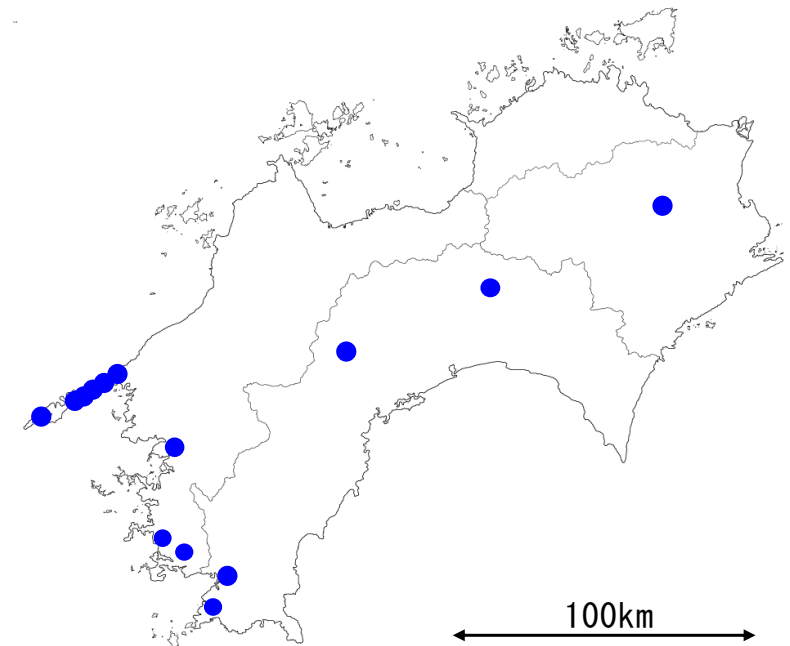
風力発電は、風速予測値を基に出力を想定したか確認する。日別の状況は「別紙1」参照。

四国エリアの発電出力は、特高風力発電所周辺の風速予測データ（1時間値）と発電所毎のパワーカーブを基に、風力発電出力予測モデルを用いて、発電所単位で想定する。

[参考：風力発電所のパワーカーブ（イメージ）]



[参考：四国の風力発電所]



(風力予測対象地点：14地点)

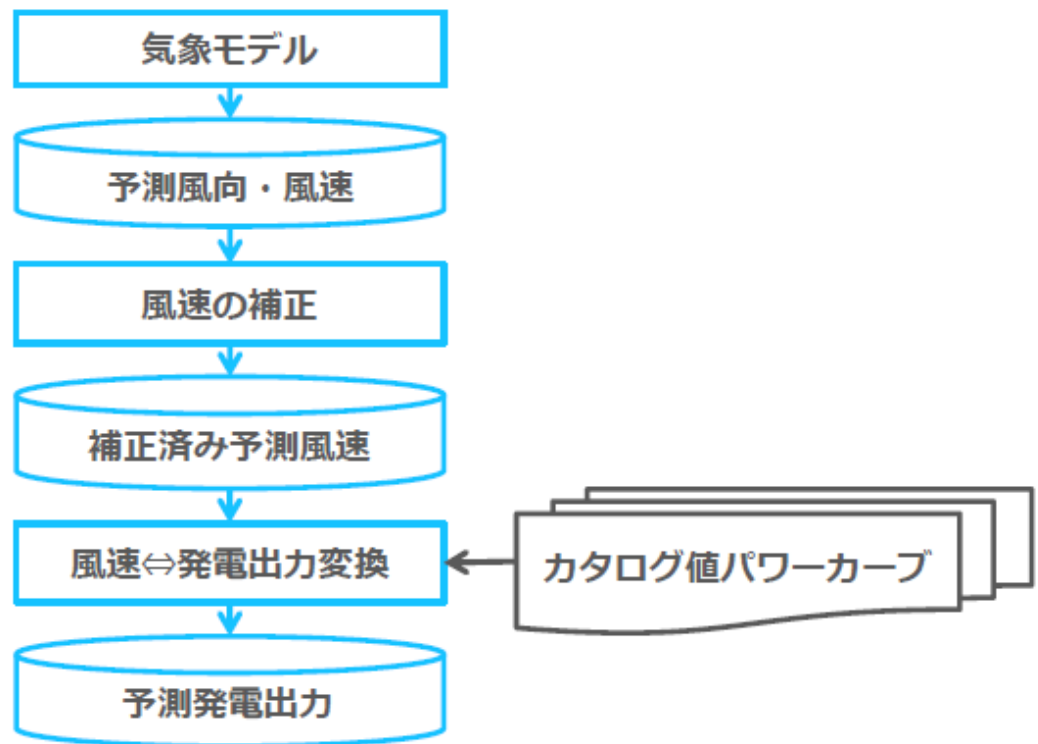


淡路島南部地域の発電出力は、特高風力発電所周辺の風速予測データ（30分間値）と発電所のパワーカーブを基に、関西電力送配電にて想定する。

[参考：淡路島南部地域の風力発電所]



(淡路島南部地域の風力予測対象地点：1地点)



電源 I・II の火力発電所は、点灯需要帯（太陽光出力なし）の供給力を確保しつつ、四国電力送配電が公表している「系統運用指針－VI 系統運用に必要な調整能力の確保－VI－3－4 下げ調整力が不足する場合の措置」の規定に基づき、常時の系統容量に対する L F C（※1）調整力 2% を確保したうえで、最低出力運転又は停止する計画としたか確認する。

日別の状況は「別紙 2」参照。

※1 負荷周波数制御（Load Frequency Control）のこと。電力系統の周波数維持を目的として、数分から数十分程度までの需要の短時間の変動を対象とした制御をいう。

### ○下げ調整力不足時における電源 I・II 火力の対応

①石油火力は全台停止

②石炭火力

1 台運転とする。

（夜間に向けて供給力確保のため。）

可能な限り毎日起動停止（D S S : Daily Start Stop）で対応する。

L F C 調整力は、L N G・C O G（※2）で確保することから、最低出力とする。

ただし、連系線の運用容量（P17参照）に影響を与えない出力とする。

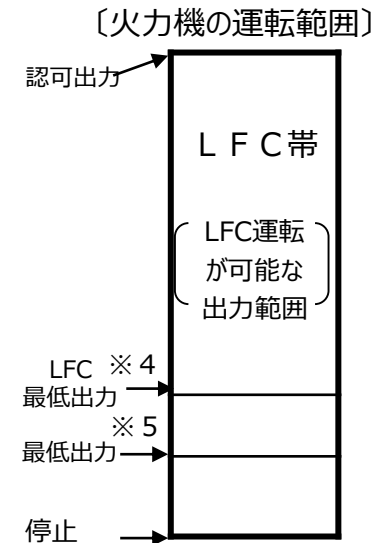
③ L N G・C O G 火力

L F C 調整力（2%）を確保したうえで、B O G（Boil Off Gas）消費および C O G 消費のため、2 台運転とし、残りは停止する。

・C O G の最低消費制約

年間を通して、隣接事業者のコークス生産により発生するため、

ほぼ一定量を連続して消費する必要がある。



※4 負荷変動に対して、ボイラーやタービンが安定して追従（動的運転）できる出力範囲の下限

※5 出力一定運転を前提として、ボイラーやタービンが安定的に運転を維持（静的運転）できる出力範囲の下限

揚水発電機の揚水運転は、当日の出力抑制時間帯において揚水動力により上池にくみ上げること  
で、余剰電力を最大限吸収する計画としたか確認する。

なお、四国エリアには需給バランス改善用の電力貯蔵装置に該当する設備はない。

日別の状況は「別紙 2」参照。

四国電力送配電の 揚水発電所		揚水動力 (万 kW)
発電所名	号機	
本川	1	▲30.0
	2	▲30.0
その他※		▲1.2
合計		▲61.2

※ ダム水位や流入量などの制約により、余剰電力吸収には活用が難しい  
小規模混合揚水発電所。

電源Ⅲ（バイオマス混焼電源を含む）の火力発電所を、最低出力（※1）まで抑制する計画としたか確認する。日別の状況は「別紙2」参照。

○下げ調整力不足時における電源Ⅲ火力の対応

①電制電源（※2）

運転中の電制電源の合計出力が、中国四国間連系線（本四連系線）および関西四国間連系設備（阿南紀北直流幹線）の運用容量を維持できる出力まで、且つ、最低出力（※1）を下回らない範囲まで抑制する。

前日スポット市場（※3）において、約定済みの電力を含む。

②電制電源を除く火力電源（※4）

最低出力（※1）まで抑制する。

試運転に伴う運転パターンを考慮する。

③自家発電余剰分（※4）

発電機の運用上、多少の逆潮は避けられないものの、可能な限り逆潮しない運用とする。

（※1）四国電力送配電と各発電事業者との間で合意した最低出力。

（※2）異常時において、電力系統の崩壊防止または電力設備の保安のため、制御装置などにより一部の発電機を緊急に遮断することのできる電源をいう。

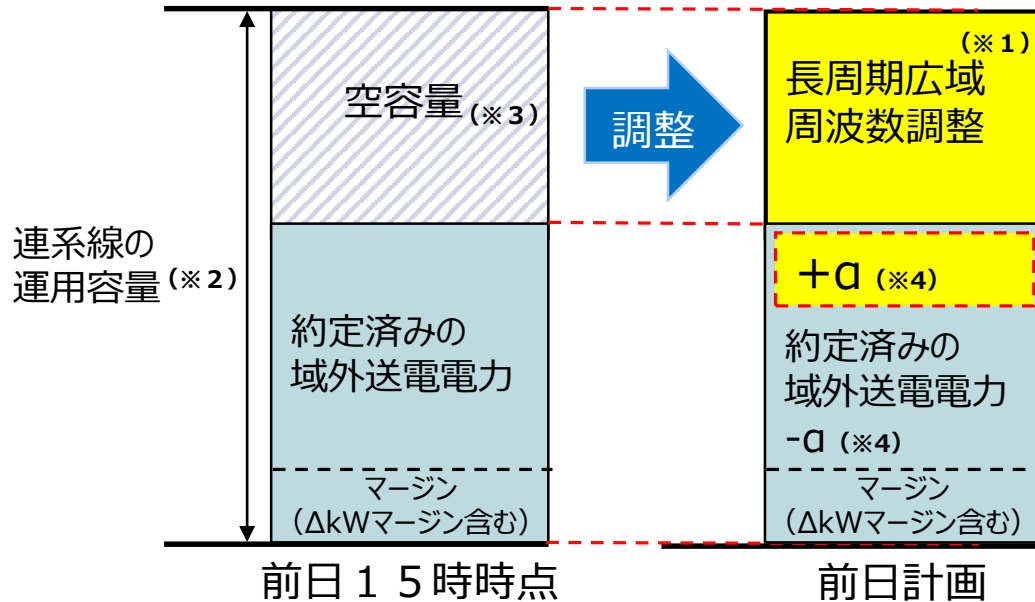
（※3）翌日に発電する電気を、日本卸電力取引所（J E P X : Japan Electric Power eXchange）が開催する市場へ前日までに売り入札し、J E P X が売り手と買い手で売買を成立させる電力の取引市場をいう。

（※4）最低出力は、発電設備の補修停止等を考慮する。なお、発電事業者に対する調整状況は「参考2」参照。

中国四国間連系線（本四連系線）および関西四国間連系設備（阿南紀北直流幹線）（以下、「連系線」という。）の空容量が前日 15 時時点において残存する場合には、長周期広域周波数調整（※ 1）によって、再エネ電力を**空容量の範囲内で、他エリアが受電可能な量を最大限域外送電**する計画としたか確認する。

日別の状況は「別紙 2」参照。

（※ 1）供給区域の下げ調整力が不足し、又は、下げ調整力が不足するおそれのある場合に、連系線を介して他の供給区域の一般送配電事業者たる会員の調整力を活用して行う周波数調整をいう。



（※ 2）流通設備を損なうことなく、供給信頼度を確保した上で、流通設備に流すことのできる電力の最大値をいう。

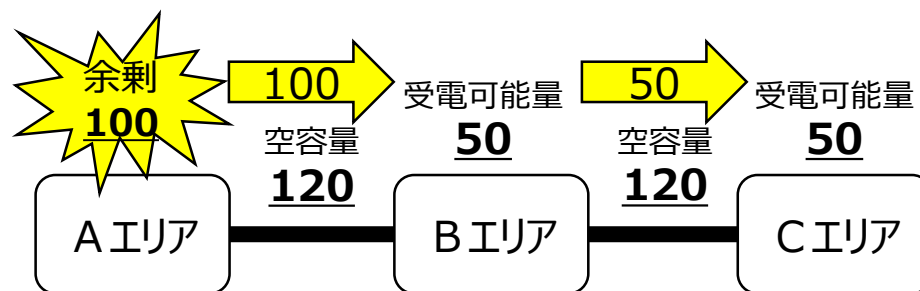
（※ 3）空容量  
 = 運用容量 - 約定済みの域外送電電力  
 - マージン（需給調整市場による連系線確保量  $\Delta kW$  マージン含む）

（※ 4）約定済みの域外送電電力は、前日 15 時時点で決定済みのため、電源Ⅲの抑制によって、約定済みの域外送電電力の一部の原資が、電源Ⅲから再エネに差し替わる。  
 (=  $\alpha$ )

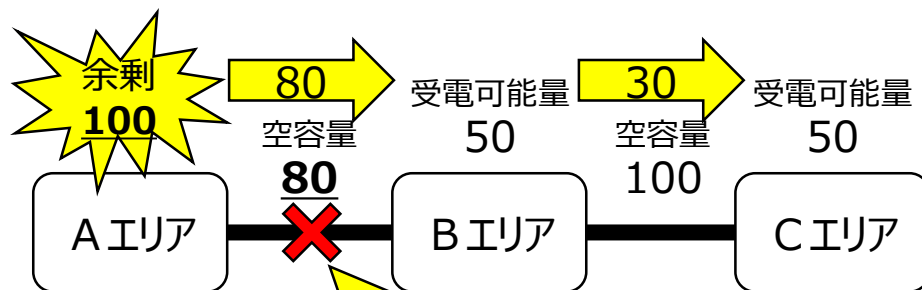
再エネ余剰電力が他エリアで全量受電可能であれば、出力抑制を回避し再エネ電力を最大限活用することができるが、余剰電力に対して連系線の空容量が不足する場合や、他エリアの受電可能量（※1）が不足する場合は再エネ出力抑制に至ることがある。

（※1）一般送配電事業者からオンラインで調整できる範囲で、火力電源の出力抑制や揚水式発電所の揚水運転等の措置を実施することで、他エリアの再エネ余剰電力の受電に協力可能な電力量。

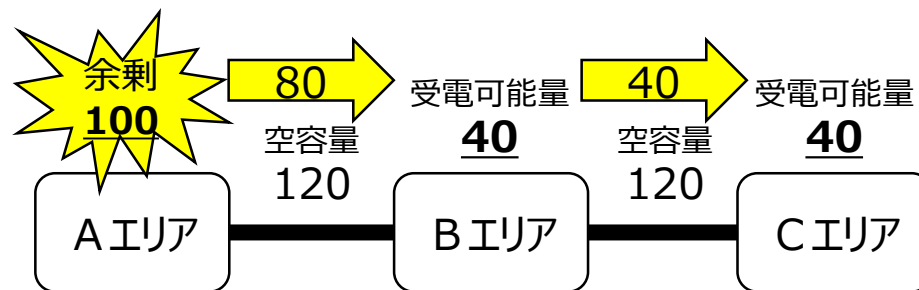
## ○再エネ出力抑制を回避



## ○再エネ出力抑制に至る例



**連系線の空容量不足**  
(他エリアは再エネ余剰電力を受電可能だが、連系線の空容量が不足し送電できない)



**他エリアの受電可能量不足**  
(連系線に空容量はあるが、他エリアに再エネ余剰電力の受け皿がない)

バイオマス専焼電源を、最低出力（※）まで抑制する計画としたか確認する。  
日別の状況は「別紙2」参照。

### ○下げ調整力不足時におけるバイオマス専焼電源の対応

最低出力（※） > 翌日発電計画 の場合は、翌日発電計画の発電出力を採用する。  
試運転に伴う運転パターンを考慮する。

（※）四国電力送配電と各発電事業者との間で合意した最低出力。

四国電力送配電が各事業者に対し、設備実態を把握する資料を提出又は聞き取りを行ったうえで、抑制困難と認定する通知書を提示していることを確認する。

これらの地域資源バイオマスは、下記 A～C の理由に該当する場合には、再エネ特措法施行規則第 14 条第 1 項第 8 号二に照らして、出力抑制の対象外とする。

日別の状況は「別紙 2」参照。

○地域資源バイオマスの出力抑制を困難と判断する理由（異臭、有害物質などの発生）と、四国エリア（本土）の発電所数

【理由】	【発電所数】
A 発電形態の特質により、燃料貯蔵が困難（ゴミ焼却発電等）	23
B 出力制御に応じることにより、燃料調達体制に支障を来たす	7
C 出力制御を行うことで、周辺環境に悪影響を及ぼす	0

なっとく！再生可能エネルギー－新制度に関するよくある質問－FAQ 5-9、5-10

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/fit\\_faq.html#seigyō](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_faq.html#seigyō)



太陽光の出力抑制指令は、原則、前日に行うことから、当日需給断面において、太陽光出力が増加した場合や、エリア需要が減少した場合は、下げ調整力が不足する。このため、前日計画時点において、適切な想定誤差量（※1）を織り込んでいたか確認する。**日別の状況は「別紙2」参照。**

（※1） 想定誤差量は、各出力帯における最大誤差量（表1）を、当日想定最大のPV出力を超過しない範囲で織り込む。  
適用する出力帯は、当日の想定出力率を算出して決定（表2）する。

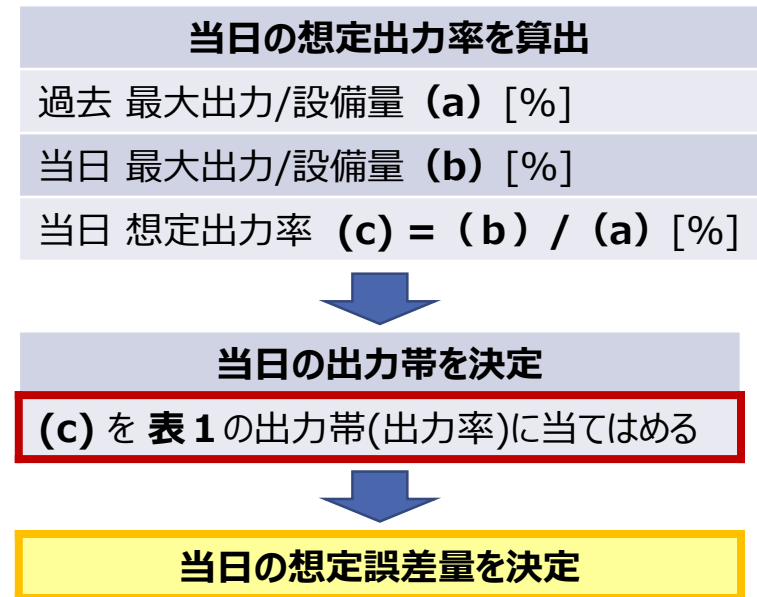
- ① 最大誤差量は、5段階の出力帯毎に、統計データ（前日12時の予測と当日実績との差）を基に決定する。
- ② 前日計画時点における当日の出力率を算出し、①の出力帯に当てはめて当日の想定誤差量を決定する。
- ③ 当日の想定出力率の算出は四国エリアと淡路島南部地域のそれぞれで実施する。

一方、実際の再エネ発電所への出力抑制量は、上記の想定誤差量の範囲内で、発生確度が比較的高い誤差相当量（平均誤差量）をオフライン発電所に優先して割り当てるとともに、最大誤差量と平均誤差量の差分相当をオンライン発電所に割り当てることとなる。

表1 各出力帯における最大誤差量 [万kW]

出力帯 (最大出力に対する出力率)	5月の最大誤差量					
	四国エリア			淡路島南部地域		
	太陽光	エリア需要	合計	太陽光	エリア需要	合計
高出力帯 (90%~)	5.4	9.5	14.9	1.1	2.9	4.0
中出力帯1 (67.5%~90%)	51.6	8.3	59.9	1.1	3.3	4.4
中出力帯2 (45%~67.5%)	88.9	0.6	89.5	5.1	0.2	5.3
低出力帯1 (22.5%~45%)	64.6	3.1	67.7	6.7	1.9	8.6
低出力帯2 (~22.5%)	9.2	12.0	21.2	0.4	1.1	1.5

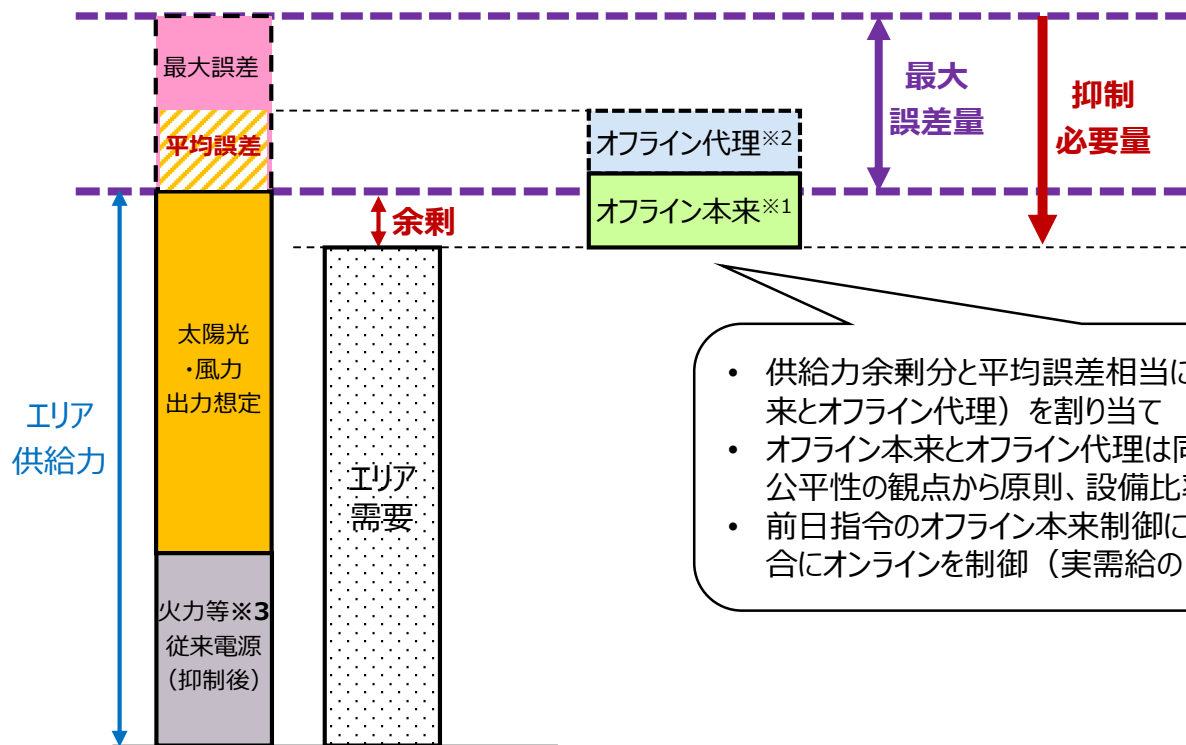
表2 想定誤差量の決定フロー



・ 合計誤差は四国エリアと淡路島南部地域の各々の出力帯の最大誤差量の合算値  
 ・ データ収集期間 2019/4 ~ 2022/3  
 ・ 太陽光・需要の想定誤差で太陽光誤差は至近の設備量に応じて換算

前頁のとおり、前日指令時点の想定誤差量は「**最大誤差量**」で評価する。

なお、出力抑制指令は供給力余剰分と平均誤差相当までをオフライン制御に割り付け、当日の出力制御必要量が前日指令した出力制御量を上回る場合は、需給状況に応じオンライン制御量を調整する。

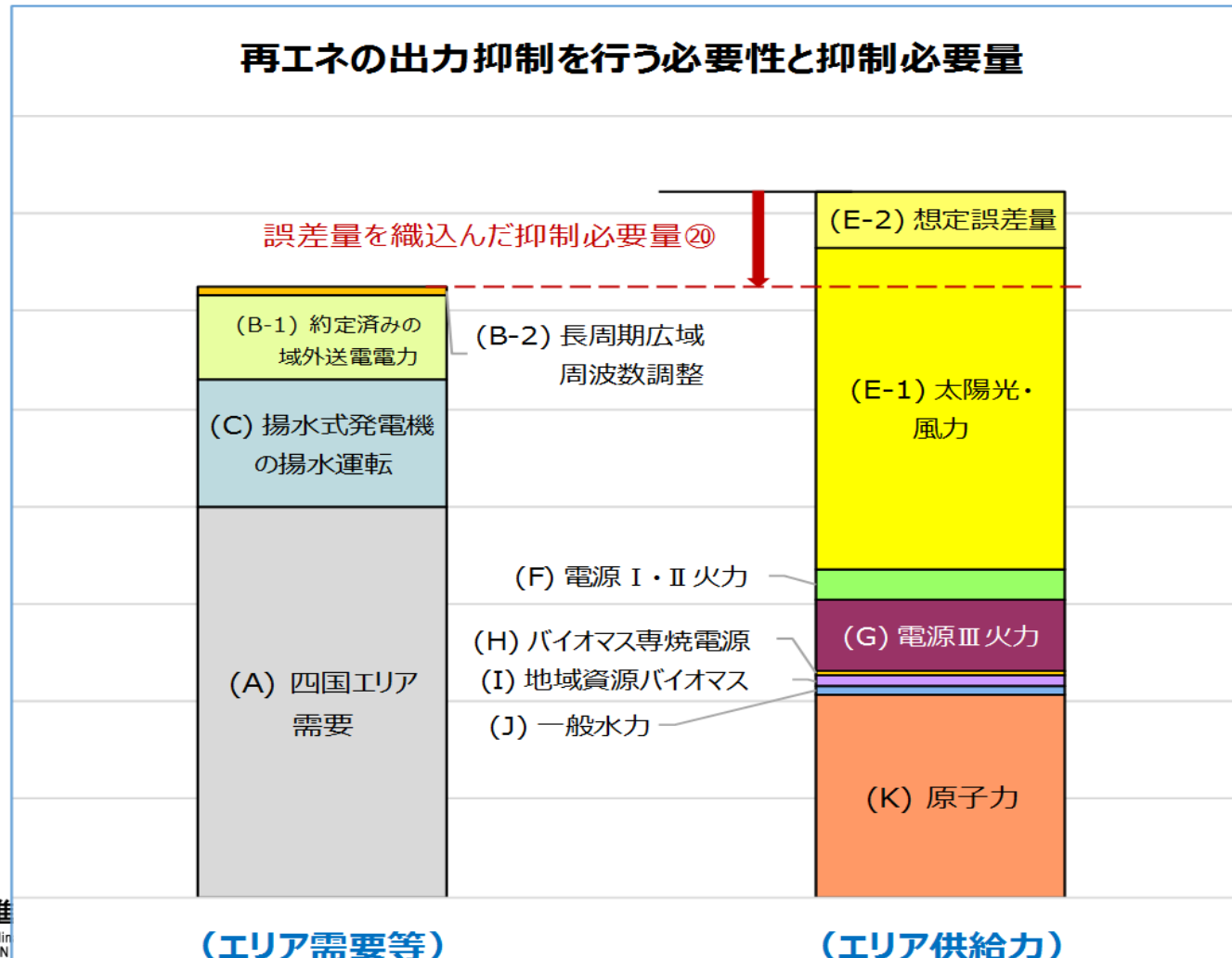


※1：旧ルール500kW以上の太陽光ほか

※2：オンライン制御事業者に代理で出力制御を実施してもらう、本来出力制御すべきオフライン制御事業者（旧ルール10～500kW未満の太陽光ほか）

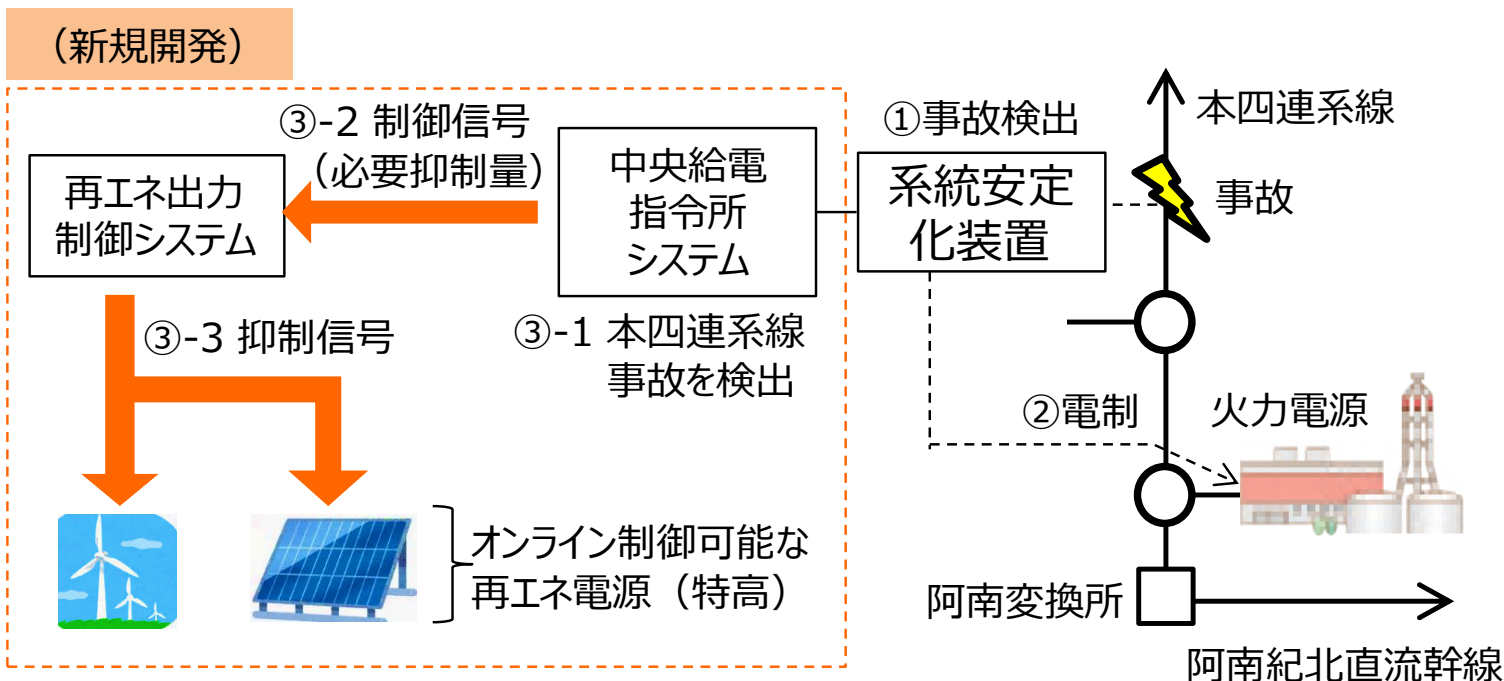
※3：前日指令によるバイオマス専焼電源の抑制を含む。

電源Ⅰ・Ⅱおよび電源Ⅲ火力の抑制、揚水式発電機の揚水運転、および長周期広域周波数調整などの対策を行った後もなお、想定誤差量を考慮したエリア供給力がエリア需要等を上回る結果となっていたか確認する。日別の状況は「別紙1」参照。



四国電力送配電は、一層の連系線活用による再エネ出力制御量の低減をはかるため、四国エリアの再エネ出力制御が見込まれる場合に、本四連系線の運用容量を120万kW（熱容量）から145万kW（短時間熱容量）に拡大するためのシステム開発を行い、2021年10月より運用を開始している。

【本四連系線の運用容量拡大に関するシステム対応のイメージ】



四国電力送配電は、優先給電ルールに基づく、四国エリア内の電源Ⅲ（電制電源除く）火力発電所の出力抑制について、9者の発電事業者に対して、優先給電ルールへの理解を求めるとともに、出力抑制指令への確実な対応を要請している。

[万kW]

	事業者数	定格出力	最低出力（出力率（%））
① 定格出力の0%程度まで抑制	1者（火力）	16.7	0.0（0%）
② 自家消費相当分まで抑制	8者（自家発余剰電源）	—	1.5 ※1
<b>計</b>	<b>9者</b>	<b>16.7</b>	<b>1.5（0%） ※2</b>

(※1) 自家発電事業者は、発電機の運用上、多少の逆潮は避けられないものの、可能な限り逆潮なしの運用で合意。

(※2) 出力の合計値は①②の合計（出力率は①から算出。）

## 四国エリアにおける再生可能エネルギー発電設備(自然変動電源)の出力抑制に関する検証結果の公表について(2022 年 5 月分)

四国電力送配電株式会社が 2022 年 5 月に実施した、四国エリアにおける再生可能エネルギー発電設備(自然変動電源)(以下、「再エネ」という)の出力抑制について、当機関は、業務規程第 180 条第 2 項の規定に基づき、出力抑制に関する指令の妥当性を検証したので、下記のとおり、その結果を公表いたします。

### 1. 抑制実施日とエリア

- 5 月 2 日(月)四国エリア
- 5 月 3 日(火)四国エリア
- 5 月 4 日(水)四国エリア
- 5 月 5 日(木)四国エリア
- 5 月 8 日(日)四国エリア
- 5 月 22 日(日)四国エリア




### 2. 検証内容

- (1)再エネの出力抑制に関する指令をおこなった時点で予想した需給状況
- (2)優先給電ルールに基づく抑制・調整(下げ調整力確保)の具体的内容
- (3)再エネの出力抑制をおこなう必要性

### 3. 検証結果

検証内容の(1)~(3)それぞれの項目について検証した結果、今回の出力抑制の指令は下げ調整力不足が見込まれたため行われたものであり、適切であると判断する。

### 4. 添付資料

- [\(添付資料\)四国エリアにおける再生可能エネルギー発電設備\(自然変動電源\)の出力抑制の検証結果\(2022年5月抑制分\)](#)  (XXXKB)
- [\(別紙1~3\)日別のデータ](#)  (XXXKB)
  - (別紙1) 日別の需要想定・需給状況・再エネ出力抑制の必要性
  - (別紙2) 日別の優先給電ルールに基づく抑制、調整状況
  - (別紙3) (参考)当日の需給実績
- [\(参考資料\)再生可能エネルギー発電設備\(自然変動電源\)の出力抑制の検証における基本的な考え方 ~四国電力送配電編~](#)  (XXXXKB)

## お問い合わせ

[お問い合わせフォーム](#)